

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 24 年 1 月 30 日

審査機関名 株式会社トーマツ審査評価機構

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	乾燥プロセス全体の高効率化によるCO <sub>2</sub> 削減事業
排出削減事業者名	大川柳川衛生組合
排出削減共同実施事業者名	九州電力株式会社
事業実施場所	大川柳川衛生組合 (福岡県大川市大字紅粉屋 1201-2)
事業の概要	現在、排出削減事業者は汚泥から有機肥料「育つくん」を製造する為、きょう雑物（し尿中に含まれる布・ごみ・ビニール等）、乾燥汚泥、A重油を燃料に、脱水汚泥を乾燥している。この乾燥汚泥を製造するために使用しているA重油の使用量を削減しCO <sub>2</sub> 排出削減を図る。また、乾燥プロセス全体を高効率化する為、“のこくず”が燃焼できるように、燃焼炉および投入装置を改修し、さらに、廃熱回収の為、循環ガスダクトを、誘引ファンの先から焼却炉へ誘引の為の配管を敷設する。
排出削減量の計画	(のこくず、きょう雑物などによるA重油燃料代替) 2009年度：658 tCO <sub>2</sub> /年 2010年度：790 tCO <sub>2</sub> /年 2011年度：790 tCO <sub>2</sub> /年 2012年度：790 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 3,028 tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2009年6月1日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 035 乾燥設備の更新

## 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

## 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業実施サイトを訪問して確認した。 事業実施サイトの場所：大川柳川衛生組合 事業実施サイトの視察日付：2011年12月12日
追加性を有すること	1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。 2) 設備が継続利用可能であること 本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを関係者への質問、関連資料、現地目視により確認した。 3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、根拠資料、担当者への質問、検算により全体で5.7年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。 また、投資については、補助金を受けていないことを確認した。 4) 追加性判断における定性要因 本事業者の事業実施場所（大川柳川衛生組合）は大川市のし尿処理を活性汚泥設備で行っており、そこから排出される汚泥を乾燥処理している。この汚泥の乾燥のためにA重油を燃焼し高温排ガスを利用している。このA重油の代替としてし尿中のきょう雑物及び入手が可能な“のこくず”を利用し、地球温暖化防止を図ることとしている。以上のことを関係者への質問等により確認した。 5) リークージについて

要件	審査手続き
	<p>本排出削減事業によるリーケージについては、排出削減事業者等への質問、現地目視、関連設備の仕様書等により以下のように確認している。事業実施前から乾燥設備からの排ガスの臭気を除去するために第二次燃焼炉がバウンダリー外にもともと設置されていた。この第二次燃焼炉においてはA重油が燃料として使用されていた。今回、循環ガスラインを設置することにより、排ガス温度が上昇し、第二次燃焼炉の燃料使用量も削減されマイナスのリーケージとなっていることを現地目視及び関係者への質問等により確認した。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論「乾燥設備の変更：035」に基づき排出削減量を計算しており、以下の通り、当該方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1：事業実施前の乾燥設備より高効率の乾燥設備に更新すること。ただし、バイオマスへの燃料転換を伴う場合は、効率の改善については問わない。事業計画書においては実施後の原単位が実施前原単位を上回っているが、コンピュータにより設備管理、高熱排ガスの循環により、効率向上をめざす、バイオマスを使用するプロジェクトであり、条件1を満たす。</p> <p>適用条件 2：乾燥設備の更新を行わなかった場合、事業実施前の乾燥設備を継続して使用できることを現地で確認し、条件2を満たす。</p> <p>適用条件 3：排出削減事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量として、生産乾燥汚泥の重量を測定できるので適用条件3を満たすことを現地で確認した。</p> <p>ベースライン排出量の算定に係る既存設備の利用期間について、当該設備は排出削減事業計画に記載されている法定耐用年数の2倍を超えていないことを確認した。</p>

#### 4. 特記事項

特になし。

以 上